



日本共産党市会議員

2018年07月15日

# 庄本けんじ

携帯 090-6665-9401

議員控え室 0798-35-3368

活動ニュース

## 税金の使い方を抜本的に改めよ

6月15日から7月9日まで開催された西宮の6月市議会  
で、庄本けんじ議員が一般質問に立ちました。

今回の質問では、税金の使い方の抜本的転換を求める立場  
から、入学準備金の不公平を是正すべき問題、市長が公約で  
提起した政策の中から、子育て世代の暮らし応援のための施  
策について、いくつかを質問しました。具体的に取り上げた  
テーマは、①小中学校の新生児への入学準備金の増額につい  
て、②子ども医療費無料制度の所得制限撤廃について、③子  
ども食堂について、④保育所の待機児童について、⑤西宮の  
財政状況についての5つの項目です。



6月26日、一般質問に立つ庄本けんじ

## 入学準備金！来春からの増額へ本格的に動き出す

入学準備金の支給については、日本共産党は、かねてから「必要な時期に、必要な額  
を！」と、国会でも全国の地方議会でも要求してきました。西宮でも市議団は何度も取  
り上げ、要求してきました。支給時期については、今年度の新入学生から、小学生も、  
中学生も、入学前に支給され、ずいぶん喜ばれています。しかし、支給額については、  
検討するとは言うものの改善されないままになっています。



今議会で、あらためて、入学準備金の支給額について改善を求め、一般質問で取り上げました。答弁で  
は、これまでよりも一歩踏み込んだ、つぎのような答弁がありました。

「新入学用品費の単価は、要保護者については国が定めていますが、準要保護者は、各市町村で定めてい  
ます。準要保護者に支給している就学奨励金の新入学用品費を要保護者の水準に引き上げることにつきまし  
ては、阪神間の各市町及び中核市の大多数が国基準へ増額を行っている状況もあることから、本市といたし  
ましても、平成31年3月の支給分から増額できるよう補正予算での対応も視野に検討してまいります。」

この答弁は、来年の春に入学する児童と生徒から、新一年生の小学生は20,470円が40,600円  
に、中学生は23,550円から47,400円に改善するという意味です。

## 学校、保育所のブロック塀～緊急点検～撤去し、フェンス等を取り付ける工事を急ぐ



6月18日の大阪府北部を震源とした地震によるブロック塀の倒壊事故が  
発生しました。痛ましい事故でした。西宮市は、事故を受け学校、幼稚園、  
保育所のブロック塀を緊急に点検。不適合施設は小学校23、中学校14、  
高校2、幼稚園9、保育所9、不適合箇所は全部で146か所。市は、ブロ  
ック塀を撤去し、フェンスなどを取り付ける工事を行うとしています。

# 補正予算に日本共産党西宮市会議員団は反対！

2018年6月議会 7月9日 補正予算案についての討論

庄本けんじ

ただいま上程中の諸議案のうち、議案第500号平成30年度西宮市一般会計補正予算について、日本共産党西宮市会議員団は反対をいたします。以下、反対理由を述べます。

こんどの補正予算案には、本来であれば、当初予算に組み込んでおくべき案件が、少なからず見受けられます。市当局の説明では、今年度の当初予算は、前市長の突然の辞任という前代未聞の事態を受け、新しい市長のもとでは市政運営の変更もありうることを考慮して、新規の事業などは後に回し、骨格のみの予算とした、とのことでした。そのため、今年度の6月補正予算案は、例年の6月補正よりも規模が大きく膨らむ異例の補正となっています。加えて指摘するならば、新市長が誕生したにもかかわらず、新市長の公約を実現しようとする姿勢がまったくみられない、ということです。

市民が石井としろう市長に期待したのは、市長が選挙中に掲げた数々の公約の実現です。UR借上げ公営住宅の問題では、市長は公約を踏みにじりました。また、市長が公約に掲げた、乳幼児等医療費助成制度の所得制限の見直し、子ども食堂を学校区ごとに設置する、保育所や育成センターの待機児童解消など、市民の願いを実現する意気込みも、道筋も示されていません。聞こえてくるのは、意味不明の「オープン西宮」だけです。

したがって、今回の6月補正予算案は、全体として、期待外れの補正だと言わざるを得ません。

しかしながら、私ども、日本共産党西宮市会議員団は、補正予算案のすべてに反対するものではありません。しかし、看過できない重大問題が含まれているので、原案に反対するものです。

その案件は、教育こども常任委員会所管分のなかの「民間による放課後児童クラブ（学童保育）」事業です。

この事業は、厚生労働省の規定によるものとされています。その規定によりますと、「児童福祉法第6条の3第2項ならびに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にもとづき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである」、とされています。

西宮市では、その規定は、二つの条例で規定しています。その条例は、西宮市立留守家庭児童育成センター条例と、西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。これらの条例にもとづいて設置されているのが、西宮市では、育成センターと称する学童保育施設です。

近年、学童保育への利用要望が増加し、学童保育の待機児童問題を解決することが喫緊の課題になっています。市は、待機児童対策にいっしょけんめい取り組んでいるところです。

しかし、このたび、補正予算案に計上された民設民営による学童クラブ事業の新規事業は、待機児童対策を主目的に開始するとのことですが、民設民営による学童クラブの新設は、株式会社参入を可能とするものです。学童保育の事業は、民設民営はなじむものではありません。

民設民営で、懸念されることをいくつかあげると、学校から離れた場所に設置されるため、物理的に小学校の校庭を遊び場として活用できなくなること、障害児や合理的援助を必要とする児童の受け入れが困難になるかもしれないという心配、条例にもとづくとはいえ指導監督の権限が認可保育所のようにはならないことへの不安、育成センターと民設民営の学童クラブとが併存し、学童保育の需要に変動がおこれば、その調整弁の役を育成センターが一手に引き受けることになる、あるいは、民設民営は利益が上がらなければいつでも撤退するということもありうること、さらに、民設民営は利益を優先せざるを得ず、英語指導や音楽指導などのオプションをエスカレートさせる可能性もあること、などなどです。

学童保育の事業は、民設民営はなじみません。待機児童の解消は、やはり、育成センターの増設で対応すべきと考えます。よって、この部分に反対するものです。

※補正予算は、政新会、会派・ぜんしんが、政策アドバイザー起用などを認めず反対し、否決されました。市は、市民生活に影響が出ないよう、臨時議会招集を含め、対応するとしています。